

技術ガイド総論編（骨格案）

H24.7.27 環境省 計画段階配慮技術手法に関する検討会（第2回）資料

2.1	複数案の設定	
2.1.1	計画段階配慮を実施する時期	2-1
2.1.2	複数案設定にあたっての留意点	2-3
2.1.3	ゼロ・オプション（事業を実施しない案） の取扱い	2-8
2.1.4	複数案を設定しない場合	2-12
2.1.5	複数段階で配慮書を作成する場合の留意点	2-13
2.2	調査・予測・評価の対象範囲	
2.2.1	重大な影響のおそれのある環境要素 （重大な環境影響）とは	2-14
2.2.2	計画段階配慮の対象となる環境要素	2-19
2.2.3	工事の影響の取扱い	2-21
2.3	調査、予測、評価の方法	
2.3.1	調査、予測及び評価の手法の選定	2-24
2.3.2	重大な環境影響の比較整理	2-27
2.3.3	重大な環境影響の要素以外の要素の 取扱い	2-30
2.3.4	既存資料の収集整理の留意点	2-31
2.3.5	専門家へのヒアリング等の留意点	2-33
2.3.6	定性的予測の取扱い	2-35
2.3.7	予測の不確実性の取扱い	2-36
2.3.8	単一案の場合の評価方法	2-38
2.4	ティアリング	2-39

2. 技術ガイド総論編（骨格案）

2.1 複数案の設定

2.1.1 計画段階配慮を実施する時期

<基本的事項>

- (1) （基本的事項には記述なし）

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 計画段階配慮の目的は重大な影響の回避である。このことから、計画段階配慮は、事業の「位置・規模」又は「配置・構造」に係る複数案の設定が可能な時期から、「位置・規模」又は「配置・構造」が確定する前までに実施することが望ましい。

【解説】

- ・計画段階配慮は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模または配置・構造に関して複数案から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うものである。このため、計画段階配慮は位置・規模または配置・構造の複数案を検討する段階で実施することが望ましく、事業ありきで複数案を後付けで設定し検討するものではない。
- ・なお、事業の計画の熟度が低い段階では、事業の諸元が決まっていないため、定量的予測が困難となる場合があることに留意する。ただし、定性的な予測しかできない場合であっても、例えば事業の位置決めによる動植物・生態系への重大な影響の回避など、早期段階で配慮を検討することの意義は大きい。
- ・計画段階配慮の具体的な実施時期については、各事業種の主務省令の規定に基づき、個別事業の内容等を踏まえ、環境配慮を行う上で最も適切な時期を検討する必要がある。

【関連する委員意見】

- ・位置、規模または、配置、構造に係る検討が出来る段階がよい。（荒井委員）
- ・複数案から絞り込んで最終的に意思決定を行うものであるため、事業ありきで、複数案を後付けで検討するようなプロセスをとらないように留意が必要。（大東委員）

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

- ・建設計画の公表後を想定している。地点、燃料種、出力、発電方式については決定した後であり、発電所の建設に関して地元の理解が得られ、位置・規模が確定した段階となる。（電気事業連合会）
- ・事業の公開ができる段階としては、地元との調整が概ね終了し土地の購入の目途が立った段階であり、事業の位置がおおむね決定した後の段階であることが多い。（風力発電協会）
- ・一般的には、調査のための井戸を掘り、熱資源量を調査し事業規模が決定した後でないこと公表は難しい。地元関係者との関係で、開発内容の事前の説明・調整を実施する必要がある。従って、配慮書の作成・公表もそれ以降となるのではないかと。（地熱発電）
- ・構想段階の計画策定プロセスは、概ねの始点・終点間での概略ルートの位置等を決め

る段階で行われている。配慮書の実施段階については、道路事業の配慮書手続における計画段階配慮事項の検討に関する技術的な手引き作成までに詰める必要がある。(国土交通省道路局)

- 港湾計画では大まかな施設の位置や規模は決まるが、どこから埋立てを行うかなど詳細は港湾計画後に決定される。このため配慮書の手続きは計画の熟度がある程度高くなる港湾計画策定後が基本となると考えている。(国土交通省港湾局)
- 港湾計画を変更する際、タイミングが合えば、配慮書手続きの実施を検討する場合もある。(国土交通省港湾局)

2.1.2 複数案設定にあたっての留意点

<基本的事項>

- (1) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とする。（第一の一の(3)）
- (2) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を検討するよう努めるべき旨を計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。（第一の三の(2)）

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 計画段階配慮において設定する複数案は、事業の目的の達成が可能なものであれば、必ずしも全てが環境影響評価法の対象事業ではなくてもよい。
- 2) 位置・規模の複数案の設定が困難な場合とは、①立地条件等から他の位置・規模での事業実施が不可能あるいは事業目的が達成できない場合、②既に上位計画で事業位置・規模が決定している場合、その他が想定される。
- 3) 計画熟度が低く規模すらも決まっていないような段階に計画段階配慮を実施する場合にも、事業として想定し得る範囲内でバリエーションをつけた複数案を設定することが望ましい。こうしたケースでは、設定する複数案の中に最終案となる案が含まれないこともあり得る。
- 4) 計画段階配慮において設定する複数案は、その設定の考え方について説明されることが望ましい。
- 5) その他（複数案からの絞込み、複数案の設定数）

【解説】

1) 複数案の範囲について

- ・ 事業目的を達成するためには、環境影響評価法対象事業以外の事業を選択することもある。また、法対象事業以外の事業を組み合わせることにより、法対象事業の建造物等を新築する場合であっても環境影響評価法の対象規模未満になったりする場合も想定される。このように、環境影響評価法の対象事業以外の施策でも、事業目的の達成が可能な施策がある場合には、これらを複数案の対象としてもよい。

2) 位置・規模に関する複数案の設定が困難な場合について

- ・ 複数案は、重大な環境影響を回避、低減できる余地が大きいと考えられるという理由で、「位置・規模」を優先すべきとされている。しかしながら、立地条件から事業の位置が制約される場合や、既に上位計画で事業の位置・規模が決定している場合も想定される。このような場合には位置・規模に係る複数案の設定が困難である。また、事業種によっては、計画の公表により様々な社会的混乱が生じ、事業の進捗に著しい支障をきたすことも想定される。このように、現実性を勘案して位置・規模に係る複数案を検討する必要がある。
- ・ なお、計画段階配慮を行う段階では事業実施想定区域を広く設定しておき、配慮書以

降の手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業区域を絞り込んでいくような検討の進め方は、「位置・規模の複数案からの絞り込みの過程」であると捉えることができる。すなわち、こうした「区域を広めに設定する」タイプの複数案は、「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができる。(例：線の事業において、ルートを一定以上の幅をもって示す方法や、点的事業や面的事業において、必要な事業面積よりも広い区域を示しておき、その範囲の中で実際の事業実施区域を絞り込んでいく方法、など)

3) 計画熟度が低い場合の複数案の設定方法について

- ・計画段階配慮で環境影響を検討するにあたり、計画熟度が低い場合には予測条件に必要な事業計画（諸元）を設定することができないことも想定される。計画段階配慮の目的は重大な環境影響の回避・低減にあることを踏まえ、このような段階で複数案を設定する一つの考え方として、現実的な範囲で想定しうる計画を設定し複数案を作成することが考えられる。その際には、複数案間で環境影響の程度が比較できるように位置・規模等のバリエーションをもたせた複数案を設定することが望ましい。なお、このような場合には、必ずしも複数案の中に最終案となる案が含まれていないこともあり得る。

4) 複数案の設定の考え方について

- ・複数案は、事業計画の熟度や社会・経済面等に応じて、それぞれ設定にあたっての背景があると考えられるが、計画段階配慮においては設定された複数案についてその設定の考え方が記述されることが望ましい。
- ・なお、基本的事項では位置・規模に係る複数案を設定するように努めることとされているが、地形条件に制約を受ける場合等、必ずしもすべての事業で位置・規模に係る複数案を設定することができるとは限らない。位置・規模に係る計画段階配慮を実施しない場合には、位置・規模に係る複数案の設定を行わなかった理由を記述することが望ましい。

5) その他（複数案からの絞り込み、複数案の設定数）

- ・計画段階配慮の手続き以降、方法書手続きに至るまでの間、すなわち複数案からの絞り込みが行われる間に、社会面、経済面からも検討され事業計画が具体化するため、計画段階配慮書における複数案に含まれる案と方法書以降の手続きにおける事業計画とが一致しない場合はあり得る。なお、そうした環境配慮の検討経緯は、方法書において明らかにすることが求められる。
- ・また、計画段階配慮において設定する複数案の数は、あまり多いと比較評価が分かりにくくなる可能性がある。複数案の設定に係る既往事例を参考にすると、3案程度設定されている場合が多いようである。

【関連する委員意見】

- ・特になし

【参考】関連する事業者ヒアリング結果

- ・地点、燃料種、出力、発電方式については決定した後での公表となる。また、エネルギーセキュリティおよび立地制約等からその選択肢が限定されるため、全ての条件を満たす複数のプロジェクト案は現実には存在しない。このことから、位置・規模の複数案の設定は困難であり、配置・構造に係る複数案の設定を想定している。(電気事業連合会)

-
- ・複数案には、民間企業であることから経済的に事業として成立し得ない計画は含められない。例えば、水力発電に関して、ダムの変える位置を考えると採算性が全く異なり、経済的に事業が成り立たなくなる。（電気事業連合会）
 - ・土地の購入や事業の採算性から、位置・規模の複数案は難しい場合が殆ど。本来、風力発電の適地が複数あれば、全ての候補地で事業を実施したい。（風力発電協会）
 - ・一般に、地熱発電所は山奥に建設するため、それを建てられるだけの平地が少ない。位置の複数案ができるかどうかは、選択できる平地がどれだけあるかにかかっている。一般には、位置の複数案を提案することは難しい。（地熱発電）
 - ・構想段階の上位において概ねの始点と終点は決まっており、その間の結び方として、位置に関する複数案には二種類が想定。一つは、途中のルートを複数設定する方法。もう一つは、ルート自体は1本だが数kmの幅を持たせて絞り込む方法。これまでの構想段階の事例でも、両方の例がある。（国土交通省道路局）
 - ・面整備事業においては、区域を設定することが、位置及び規模の設定にあたると思われる。この場合、例えば、駅前やインターの近くといった事業性に直接影響のある立地条件が大きく異なる場所等への位置の変更は想定しづらいが、地権者や市民の意向、事業費や事業期間、環境要因等を勘案して、工区分けを行ったり、事業予定区域を見直したりすることは想定される。（国土交通省都市局）
 - ・配慮書作成以降においても、社会面・経済面を含めた総合的な判断においては、複数案のいずれでもない最終案に落ち着くことも想定される。（国土交通省都市局）

【参考1】－複数案の設定事例－

地方自治体のSEA、国交省PIプロセスによる複数案の設定事例は、表 2.1-1 に示すとおりであり、事業計画の早い段階で実施されるPIプロセスにおいては「位置・規模」の複数案、地方自治体のSEAでは「配置・構造」の複数案が多く見られ、複数案の数は2～4案で3案が最も多く見られる。

表 2.1-1 複数案の設定事例

	事業計画名称	計画策定者	位置・規模	配置・構造	複数案の数
埼玉県	1 地下鉄7号線延伸計画(浦和美園～岩槻) 平成15年2月	埼玉県知事(交通政策課)	○	○	3案
	2 所沢市北秋津地区土地区画整理事業 平成15年12月	所沢市長(都市整備課)		○	3案+参考案
	3 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想 平成17年1月	埼玉県知事(資源循環推進課)		○	3案
	4 圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画 平成22年2月	幸手市長(企業誘致推進室)		○	2案
	5 圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想 平成22年8月	埼玉県知事(企業立地課)		○	3案
東京都	6 豊洲新市場建設計画 平成16年9月	東京都(中央卸売市場)		○	3案
	7 国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線(府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間) 平成16年10月	東京都		○	3案
	8 (仮称)東京港臨港道路南北線建設計画 平成20年10月	港湾局港湾整備部計画課	○	○	4案
自主	9 中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書 平成23年6月	東海旅客鉄道株式会社	○		2案 ^{注1}
国交省	10 那覇空港滑走路増設事業 平成20年12月	内閣府沖縄総合事務所、国土交通省、沖縄県		○	4案 ^{注2} 2案 ^{注2}
	11 関門航路周辺海域における土砂処理計画 平成23年7月	国土交通省北九州港湾・空港整備事務所	○		4案
	12 名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画 平成23年	国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所	○		4案

注1: STEP1では2ルートと比較検討し、STEP2の配慮書において複数案は設定されていないが、約3kmの幅を持たせた概略ルートを示している。

注2: 総合的な調査段階では段階別に複数案を設定、最終検討の構想段階では2案の複数案を設定

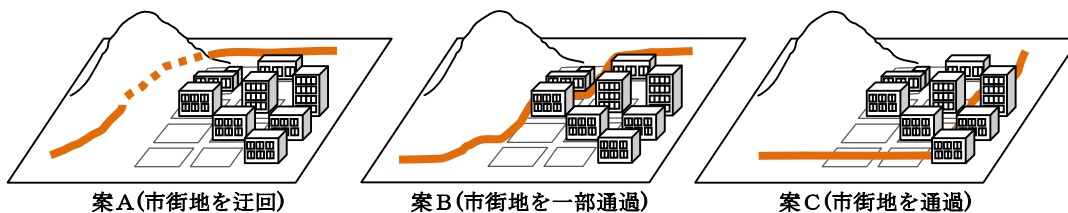
【参考2】－複数案の設定イメージ

複数案の設定にかかる具体的な例を示す。

1) 位置・規模の複数案

- ・事業の早い段階では、事業の位置(立地・ルート)や規模の複数案の設定が可能であり、重大な環境影響の回避・低減が効果的に行われることが期待できる。

(線的事業：ルートの複数案)



(面的事業：立地の複数案)：(今後、具体例を記載予定)

1) 配置・構造の複数案

- ・事業の位置・規模が決定している段階では、土地利用や施設の配置等により、環境への影響を回避・低減可能な複数案の設定が考えられる。例えば、土地区画整理事業では、施設の配置や土地利用の割合等、ある程度の制約条件下での複数案の設定が想定される。

(配置の複数案)：(今後、具体例を記載予定)

(構造の複数案)：(今後、具体例を記載予定)

2.1.3 ゼロ・オプション（事業を実施しない案）の取扱い

<基本的事項>

- (1) 位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。（第一の三の(3)）

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) ゼロ・オプションは、事業を実施しない案を選択肢に含む「複数案の一つ」としての考え方と、必ずしも選択肢の一つとはせず、評価にあたっての「比較対象」、すなわち現状や現状推移結果であるBAU(Business As Usual)とする考え方がありうる。

【解説】

- ・基本的事項においては、「位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努める」とされている。事業によっては、他の施策等による方法では事業目的が達成できない等の場合には複数案の一つにゼロ・オプションを位置づけることは現実的ではない。設定した複数案についての環境影響の評価にあたり、ゼロ・オプションを複数案の一つとして考えるのではなく、比較のベースラインとして「現状」や「BAU」を設定することも考えられる。（今後、具体例を記載予定）
- ・これにより、事業の実施により、環境面でのプラスの効果（例：道路の新設による現状の沿道地点における大気質、騒音・低周波音、振動等の低減や、風力発電所の設置による温室効果ガス排出量の削減 等）を評価できることも期待される。
- ・なお、基本的事項における「現実的である限り」の内容としては、「他の施策の組合せ等により実現可能な場合」等が想定されているが、ここにおいて、事業者が自ら提供できないような施策は、必ずしも現実的とは言えない。
- ・また、法対象事業以外の選択肢は一般に「著しい影響のおそれのあるものではない」であるため、法の対象事業以外の施策を複数案に含むような場合には、これら施策はゼロ・オプションの一種とみなすことができる。

※Business As Usual：現状の状況が推移した場合のことを示す。例えば地球温暖化の予測においては特段に対策のない自然体のケースとして表現されている。

【関連する委員意見】

- ・ゼロオプションを評価の比較検討のベースラインとして検討するために入れるべきである。（片谷委員、三橋委員）
- ・ゼロオプションを評価比較対象のベースラインで扱うか、事業を実施しないゼロオプションを同じ考えでいいか。（田中座長）
- ・事業の実施の有無は、社会経済面でも検討されることである。計画段階配慮書では、事業を実施することを前提として、環境面での検討をおこなうことが前提ではないか。（大東委員）

-
- ・事業を行う事により環境面へのプラス効果が明確に示すことができるのではないか。
(片谷委員)

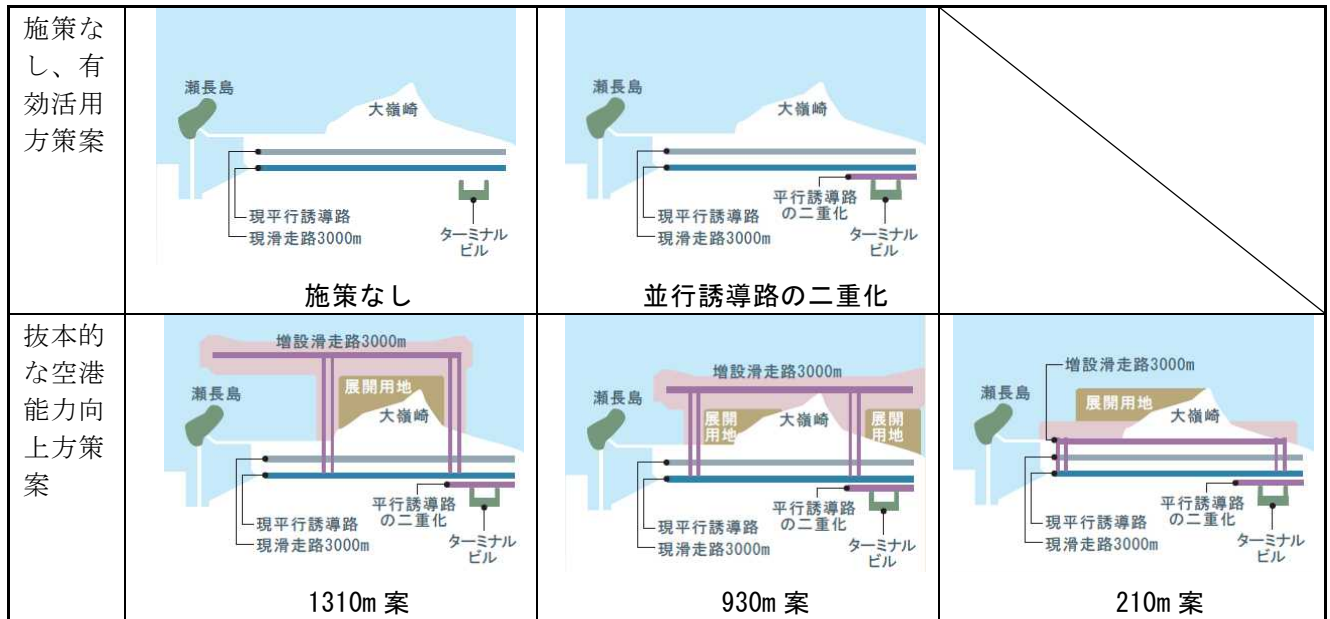
【参考】 関連する事業者ヒアリング結果

- ・電力需要を満たす等、目的に応じて必要な事業を行うため、複数案の一つとして事業を実施しない意味のゼロ・オプションは設定し得ない。(電気事業連合会)
- ・現況との比較という意味でのゼロ・オプションは、EIAでも実施しており、配慮書手続においても環境の現況として把握・検討することは想定される。但し、現況がゼロ・オプションだと説明してもピンと来ない人が多いのではないか？(電気事業連合会)
- ・配慮書の段階ではゼロを想定し難い。(風力発電協会)
- ・現況との比較という意味でのゼロ・オプションは受け入れられる。(風力発電協会)
- ・地熱資源が持続的に利用可能ということであれば、事業を行わないという選択肢は、事業者としては考えられない。(地熱発電)
- ・ただし、あまりに環境影響が大きいことが分かった場合には事業撤退ということはある。判明した時点がアセス手続前であれば、そもそも公表には至らないし、アセス手続きの環境現況調査中に判明した場合には、途中撤退もありうるが、配慮書段階で事業者が考えるものではない。(地熱発電)
- ・比較対象としての現況という意味でのゼロ・オプションは、EIAでも行っていると認識。
(地熱発電)
- ・何もしない案というゼロ・オプションは、他の施策を組み合わせても地域における渋滞等の課題に対応できないことがほとんどであり、現実的とは言えない。(国土交通省道路局)
- ・土砂処分事業であれば、ゼロ・オプションは考えられるが、埋立事業は、通常土地の必要性から発生している事業なので、ゼロオプションは考えにくい。(国土交通省港湾局)

【参考】－ゼロ・オプションの事例－

■ 那覇空港滑走路増設計画 ■

那覇空港滑走路増設計画では、総合的な調査段階において、施策なし(ゼロ・オプション)、並行誘導路の二重化案、現行滑走路との距離により3案の5つの案を設定しているが、施策なし(ゼロ・オプション)は各案の特徴を比較するための基準として用いられており、複数案の1つとして設定していない。また、並行誘導路の二重化案は、整備効果の視点、事業規模の視点から、将来の需要に対応できないため、次のステップ「構想段階」において除いている。(周辺環境への影響の視点は考慮していない。)



■ 地下鉄7号線延伸計画（浦和美園～岩槻） ■

「地下鉄7号線延伸計画（浦和美園～岩槻）平成15年2月」では、評価項目(温室効果ガス等)について、「整備しなかった場合」(ゼロ・オプション)を予測・評価している。

複数案間での鉄道運行計画及び鉄道ができたことによる自動車走行への温室効果ガスの影響は同様であるため、「事業を実施した場合」と「事業を実施しなかった場合」で比較検討を行い事業の効果を検討した。

予測の結果、事業を実施し自動車による利用を鉄道に転換することにより、わずかではあるが温室効果ガスの排出は低減されることが分かった。

温室効果ガスの予測結果（単位：t-CO₂/年）

予測項目	①事業を実施しなかった場合	②事業を実施した場合	①－②
鉄道運行による二酸化炭素排出量	0	2,100	-2,100
自動車走行による二酸化炭素排出量	19,689,800	19,687,100	2,700
合計	19,689,800	19,689,200	600

■ 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想 ■

本事例は埼玉県の廃棄物処理施設の設置を対象としたSEAであり、ゼロ・オプションは設定されていないが、「現状を推移させた場合の状況」として、廃棄物の排出量の増加を予測し、事業の必要性を示している。

2. 4. 2 現状を推移させた場合の状況

(1) 廃棄物の排出量の増加

廃棄物の排出量は、平成10年度では経済情勢の影響などで一時低下し、年間1,440万トンであったが、将来的には増加傾向にあり、表-2.4.1に示すように、平成22年度には産業廃棄物で1,268万トン、一般廃棄物で297万トンの排出量を予測している。

廃棄物排出量が今後増加することも加味し、第Ⅰ期事業で資源循環工場等の整備を進めているが、年間約70万トン程度の処理能力であり、産業廃棄物発生量の1/10にも満たない処理量となっている。本対象計画では年間約30万トンを予定しており、第Ⅰ期事業とあわせて約100万トンで、全体の1/10程度にとどまっている。

表-2.4.1 埼玉県内の廃棄物排出量の推移と予測

	平成5年度	平成10年度	将来予測 (平成22年度)
産業廃棄物	1,429万トン	1,180万トン	1,268万トン
一般廃棄物	234万トン	260万トン	297万トン
合計	1,663万トン	1,440万トン	1,565万トン

出典)「埼玉県資源循環戦略21」平成16年、埼玉県

「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書 平成17年1月」の記載事例

2.1.4 複数案を設定しない場合

<基本的事項>

- (1) 位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。(第一の一の(3))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 計画段階配慮書では複数案を設定することを基本とするが、事業特性・地域特性から複数案を設定することが現実的でない場合にはやむを得ず単一案となる場合もある。ただし、単一案の場合には複数案を設定できなかった理由を示すことが必要である。

【解説】

- ・複数案を設定することが現実的ではない場合として、事業特性では例えば道路の改築事業(車線数の増加等)における位置・規模、火力発電所の変更の工事業における位置等が考えられる。また、地域特性としては計画地の立地条件や用地の取得状況等によることも考えられる。
- ・なお、既存の事業敷地内での設備更新であって、環境負荷の低減の効果が明らかであり、かつ環境に関する既存の詳細データが揃っているような火力発電所リプレース等のケースでは、配慮書段階で詳細検討することも考えられ、その場合は、EIAの調査・予測・評価の効率化に繋がる可能性もある。
- ・計画段階配慮書では、複数案を設定しなかった場合には、その理由を明確に示さなくてはならない。

【関連する委員意見】

- ・特になし

【参考】 関連する事業者ヒアリング結果

- ・リプレース事業で既設の発電所敷地内を活用する場合等は、単一案が基本とならざるを得ないと考える。一方で、増設事業で、新たに自然の状態の土地を改変する場合には、単一案ではなく何らかの検討を行う場合も考えられる。(電気事業連合会)
- ・事業として採算がとれないような計画案は現実的ではなく、複数案に含めることはできない。そうしたことから単一案となる可能性もある。(電気事業連合会)
- ・位置・規模の複数案は難しいが、配置・構造の複数案なら考えるのではないか。(風力発電協会)
- ・平地が多くない場合には位置の複数案ができず、規模の複数案はなく、配置はそもそも決められないとなると、事業案は単一案になるケースが多くなると考える。(地熱発電)
- ・単一案は、よほど特殊なケースを除き、基本的には考えられない。(国土交通省道路局)
- ・ケースバイケースだが、工作物の配置・構造も入れれば、何らかの複数案が設定できるのではないか。ただし、既存埋立地の拡張や貨物量の増加に応じたバースの増設など、事業によっては、他の代替案がありえず、単一案となるケースもあり得る。(国土交通省港湾局)

2.1.5 複数段階で配慮書を作成する場合の留意点

＜基本的事項＞

- (1) 意見聴取に当たっては、当該事業の計画の立案の複数の段階において、関係地方公共団体の長及び一般の意見を求めるよう努めるものとする。(第二の一の(2))

＜配慮書作成にあたっての留意点＞

- 1) 複数段階で配慮書を作成する場合には、それぞれの段階で設定する複数案について、環境面の検討経緯を示すことが望ましい。

【解説】

- ・ 複数段階で配慮書を作成する場合には、計画熟度に応じて、位置・規模の検討段階、配置・構造の検討段階で複数案を設定することが想定される。複数段階で配慮書を作成する場合には、環境面の検討経緯を示すことが望ましい。
- ・ なお、事業計画の絞り込みにおいては社会面、経済面からも検討されるため、環境面で最も優れた案が採用されとは限らないため、可能であれば複数案の絞り込みの経緯を説明することが望ましい。

【関連する委員意見】

- ・ 特になし

【参考】 関連する事業者ヒアリング結果

- ・ —

2.2 調査・予測・評価の対象範囲

2.2.1 重大な影響のおそれのある環境要素（重大な環境影響）とは

<基本的事項>

- (1) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、法第三条の二第二項の主務省令により事業の種類ごとに定められる事業が実施されるべき区域その他の事項を踏まえ、それぞれの事業ごとに、影響要因を事業特性に応じて適切に区分した上で、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因の区分ごとに当該影響要因によって重大な影響を受けるおそれのある環境要素の区分を明らかにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。（第一の三の(7)）
- (2) 環境の状況その他の事情に基づく判定基準（第三の二の(2)）
環境の状況その他の事情に基づく判定基準は、次に掲げる内容を含むものとする。
- ア 環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合
例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。
- (ア) 閉鎖性の高い水域等の、当該事業の実施により排出される汚染物質が滞留しやすい地域において、当該汚染物質により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- (イ) 学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域又は対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- (ウ) 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境その他、次に掲げる重要な自然環境に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- (i) 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境
- (ii) 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境
- (iii) 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境
- (iv) 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境
- イ 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合
例えば、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）に基づき総量規制基準が定められた地域、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に基づき自然公園として指定された地域等法令等により環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域又は対象に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- ウ 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合
例えば、環境基本法に基づき定められた環境基準の未達成地域において、環境基準未達成項目に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 重大な影響の恐れのある環境要素は、事業特性、地域特性を勘案して設定することを基本とする。

- 2) 事業による負の影響だけではなくプラスの効果をもたらす影響についても積極的に対象とすることが望ましい。
- 3) これまでの環境影響評価等の実績を踏まえて、EIA 段階での環境保全措置により回避・低減が可能と考えられる項目や、影響が可逆的であったり、短期間であったりする等の項目については、必要性を吟味した上で、配慮書では取り扱わないこととする（方法書以降で取扱いを再検討する）ことができる。

【解説】

1) 重大な環境影響について

- ・重大な環境影響は、事業特性及び地域特性を勘案して設定する。この場合、表 2.2-1 を参考に設定できる。

2) プラス面の環境影響について

- ・事業の実施により、現況の環境が改善される場合（例：道路の新設による大気質、騒音・低周波音、振動等の低減、火力発電所の変更の工事による高効率な発電による温室効果ガスの低減 等）も想定されることがあるが、このようなプラスの効果についても重大な環境影響として捉え、配慮書において積極的に対象とすることが望ましい。
- ・なお、設定する複数案によっては、案ごとに重大な環境影響とする項目が異なる場合（例：線事業において高架案と地下案があった場合に、高架案では大気質、騒音・低周波音等、地下案では地下水等が重大な環境影響として考えられる）が想定されるが、配慮書では複数案間で環境影響の比較を行う目的があることから、複数案間において選定する項目は統一することが望ましい。

3) EIA 段階の環境保全措置で回避・低減可能と考えられる項目について

- ・重大な環境影響の選定にあたり、事業者の実績により EIA 段階で回避・低減が可能と考えられる場合（例：遮音壁等の対策により騒音が相当程度抑制されることが予想される場合）や影響が可逆的あるいは短期間に留まる場合（例：騒音が一時的に増大するが、周辺道路整備が完了するまでの短期間である場合等）も想定される。このような場合には、事業ごとに適宜選定の必要性を判断し、必要がなければ配慮書段階では取り扱わないこととすることができる。
- ・ただし、上記のように、影響が限定的等の理由により配慮書で取り扱わないこととした項目については、EIA の段階において取扱いを明らかにする必要がある。

表 2.2-1 重大な環境影響の選定の考え方

(SEA ガイドラインにおける「主な評価項目の選定の考え方」の例)

注) 分科会において各環境要素について検討後、改定予定

環境要素	特性	計画特性	地域特性		
			①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
大気環境	大気質	・大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等	・総量規制の指定地域(大防法) ・窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域(自動車NOx・PM法) 等	・環境基準(NO ₂ 、SPM等)の未達成地域 等
	騒音・振動	・騒音・振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		・騒音規制地域(騒音規制法) ・振動規制地域(振動規制法) 等	・環境基準(騒音)の未達成地域 ・要請限度の超過地域(騒音・振動規制法) 等
	悪臭	・悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		・悪臭規制地域(悪臭防止法) 等	・規制基準の超過地域(悪臭防止法) 等
水環境	水質	・汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり ・水域の改変等を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・水道原水取水地点 ・閉鎖性の高い水域 ・汽水域 等	・環境基準でより高度な類型に指定されている水域及びその周辺地域 ・総量規制の指定地域(水濁法) ・指定地域(湖沼水質保全特別措置法) 等	・環境基準(BOD等)の未達成地域 等
	地下水	・大規模な地下構造物の設置、著しい量の揚水を伴う事業内容を含む ・地下水汚染のおそれあり	・地下水利用が行われている地域 等	・指定地域(工業用水法) ・指定地域(建築物用地下水採取規制法) 等	・相当範囲にわたる地盤沈下が観測される地域 等
土壌環境・その他	地形・地質	—	・地形レッドデータブックに記載されている重要な地形 等	・名勝又は天然記念物(文化財保護法) ・地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質 等	—
	土壌	—	・自然由来・人為的土壌汚染地域 ・鉱山等跡地 等	・指定地域(土壌汚染防止法) ・農用地汚染対策地域(農用地土壌汚染防止法) 等	—
動物・植物・生態系	—	—	・自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場 等	・自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)の区域 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・生息地等保護区(種の保存法) ・緑地保全地区(都市緑地保全法) ・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 等	—

特性 環境要素	計画特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
景観	—	・景観資源等	・市町村の景観保護条例等による保護・規制区域 ・自然環境情報図（自然環境保全基礎調査）における自然景観資源等	—
触れ合い活動の場	—	・地域の主要な人と自然との触れ合い活動の場等	—	—
廃棄物等	・一般・廃棄物廃棄物、残土の排出量の程度が著しいもの	—	—	—
温室効果ガス等	・温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの	—	—	—

注1) 評価項目（環境要素）の選定に当たっては、「計画特性」及び「地域特性」の各欄に該当する可能性のある環境要素を選定するものとする。

2) 「地域特性」に掲載している地域又は対象は、参考例として示したものである。

【関連する委員意見】

＜環境要素の選定方法について＞

- ・大気については、事業の種類によって何が重大な環境要素であるかが見えつつある。（片谷委員）
- ・生態系に関しては、どのような段階、計画であれ評価できる項目を必ず入れるべき。（三橋委員）
- ・影響範囲が大きいもの、ほぼ復元が不可能なものに関しては、重大な環境要素として記載するべき。（三橋委員）

＜戦略的環境アセスメント導入ガイドラインにおける主な評価項目の選定の考え方について＞

- ・悪化し、またはそのおそれのある地域に環境基準の未達成地域という記載は、必ずしも当てはまらない。（片谷委員）
- ・動物、植物、生態系の計画特性が空欄である。（三橋委員）
- ・生物多様性の各県の地域戦略、2010年前後のまとまった環境施策あるいは地方のものをガイドラインに入れ込むべき。（三橋委員）
- ・水環境は、水質とあわせて物理環境に配慮する記述がほしい。（佐々木委員）

【参考】関連する事業者ヒアリング結果

- ・重大な影響は、各事業者が事業を進める上でリスクを想定し必要に応じて検討しているため、事業によって異なるが、環境面で事前に検討することがあるのは基本的には自然系の項目と考えている。大気環境に関しては、これまでのEIA実績から、EIA段階で講じる保全措置で問題ないレベルまで対応することが可能であり、重大な影響のおそれはないと考えている。（電気事業連合会）
- ・配慮書の段階では、住居との関係（騒音等）が第一に考慮すべきことという認識。その次に、動植物・生態系。特に、猛禽類等に対するバードストライクの問題。（風力

発電協会)

- ・シャドウ・フリッカーについては、風車のセンサーで太陽を検知して稼働を制御する等の技術的対応も可能であるため、EIA 段階でもある程度対応できると考えている。

(風力発電協会)

- ・温泉、動植物が、特に重大な影響と認識。温泉については、地元関係者との調整が重要。資源調査の早い段階であればあるほど、井戸の本数が少なく地下のデータに乏しいため、「温泉への影響はないか」と問われた場合に、明確な回答ができなくなる。(地熱発電)
- ・EIA と配慮書段階の役割分担が重要であると考えている。配慮書段階は、構想段階における概略の位置等の検討において、「重大な影響の回避」を中心に考えるものである。なお、EIA では、より詳細な現地調査や予測により環境保全措置を検討するものである。道路事業の構想段階では、供用による騒音、振動や、土地改変による動物、植物、生態系を検討するのが一般的。あとはケースバイケース。大気は、最近は重大な影響でもなくなってきている。(国土交通省道路局)
- ・水環境、地形・地質、生物多様性への影響などが対象となると考えられる。(国土交通省港湾局)

2.2.2 計画段階配慮の対象となる環境要素

<p><基本的事項></p> <p>(1) 計画段階配慮事項の範囲は、別表に掲げる環境要素の区分及び影響要因の区分に従うものとする。(第一の一の(2))</p>
<p><配慮書作成にあたっての留意点></p> <p>1) 計画段階配慮の対象となる環境要素は、方法書以降の手続きにおけるものと共通とする。</p>

【解説】

- ・ 計画段階配慮の対象となる環境要素の設定については、基本的には環境基本法に定められた4区分（表 2.2-2 参照）とする。環境要素の区分における環境影響評価項目については、各事業の計画特性、地域特性等から計画段階配慮の時点で必要と考えられる工事、存在・供用時における項目を選択することとする。
- ・ なお、環境要素の区分の細区分については、定量的な結果が導かれる項目が望ましいが、複数案の比較が出来るのであれば、定性的な結果が導かれる項目でもかまわない。

表 2.2-2 計画段階配慮の対象となる環境要素

環境要素の区分		細区分
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質
		騒音・低周波音
		振動
		悪臭
		その他
	水環境	水質
		底質
		地下水
		その他
	土壌環境・その他の環境	地形・地質
		地盤
		土壌
		その他
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	
	動物	
	生態系	

人と自然との豊かな触れ合い	景観	
	触れ合いの活動の場	
環境への負荷	廃棄物等	
	温室効果ガス	

【関連する委員意見】

- ・ 特になし。

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

- ・ -

2.2.3 工事の影響の取り扱い

<基本的事項>

- (1) 工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目して、必要に応じ計画段階配慮事項を選定するものとする。(第一の三の(7))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 工事による影響の重大性に着目して、必要に応じて選定する。ただし、計画熟度が低い段階では工事による影響の把握が困難な場合もあることに留意する。

【解説】

- ・計画段階配慮の目的は、事業の実施による重大な環境影響の回避・低減を図ることである。したがって、計画段階配慮の対象とする時期は、原則として、対象計画に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び供用時とする。工事中において、周辺環境に対して重大な環境影響が想定される場合は、必要に応じ計画段階配慮事項を選定する。
- ・ここで、「重大な環境影響が想定される場合」とは、工事による影響が著しく大きい場合、工事期間による影響が著しく長く継続する場合、工事が一時的であっても影響が長く続き回復に長期間を要する場合等が想定される。
- ・なお、計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい。

【関連する委員意見】

- ・特になし。

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

- ・工事用道路や調査用道路の設置等の影響が考えられる。とはいえ、通常は、林道等既存のインフラがなければ調査も難しく、事業実施の判断に結び付きにくい。(地熱発電)
- ・井戸を掘る際の工法、発電設備の工法の種類は多くは無いので、正確な定量的な解析は難しいが、定性的な評価は可能と考えている。(地熱発電)
- ・道路事業の構想段階では、工事中の影響を検討するための、建設機械の稼働や工事施工ヤードの設置等に係る計画まで決める熟度に無いため、配慮書段階の調査・予測・評価の対象範囲になるとは考えていない。(国土交通省道路局)

【参考】－工事中において環境要素の設定を行った事例－

地方自治体等の SEA の中で、工事中において環境要素の設定を行った主な事業について、その環境要素の項目と選定理由を表 2.2-3 に示す。

**表 2.2-3 (1) 「所沢市北秋津地区土地区画整理事業」(埼玉県)における
選定した項目とその理由**

環境項目	選 定 理 由
動物種	工事が、抱卵期など重要な時期の保全すべき動物種に影響を与える可能性があるため。
動植物の生息・生育基盤	工事により、動植物の生息・生育基盤が量的・質的に変化する可能性があるため。
自然とのふれあい活動の場	工事中、自然とのふれあい活動が抑制される可能性があるため。

**表 2.2-3 (2) 「圏央鶴ヶ島 I C 周辺地域整備基本構想」(埼玉県)における
選定した項目とその理由**

環境項目	選 定 理 由
廃棄物	土地の造成工事により、既存樹木の伐採を行うことから、建設発生木材が生じるため。
動 物	土地の造成工事により、保全すべき動物に影響を与える可能性があるため。
植 物	土地の造成工事により、保全すべき植物群落に影響を与える可能性があるため。
生態系	土地の造成工事により、地域を特徴づける生態系に影響を与える可能性があるため。
自然とのふれ合いの場	土地の造成工事により、近接する自然とのふれ合いの場の利用環境に影響を与える可能性があるため。

表 2.2-3(3) 「国分寺都市計画道路3・3・8号府中所沢線（府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間）建設事業」（東京都）における選定した項目とその理由

環境項目	選 定 理 由
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う騒音及び振動による周辺環境への影響が考えられる。
地 盤	アンダーパス部及び掘割部を設けることにより、地盤の変形が生じる可能性がある。
水循環	アンダーパス部及び掘割部を設けることによる地下水の流動阻害等の影響が考えられる。
生物・生態系	計画道路を設けることによる生物・生態系への影響が考えられる。
史跡・文化財	計画道路を設けることによる埋蔵文化財包蔵地への影響が考えられる。
廃棄物	計画道路の建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の発生が考えられる。

表 2.2-3(4) 「中央新幹線(東京都・名古屋市間)計画段階環境配慮書」
(東海旅客鉄道株式会社)における選定した項目とその理由

環境項目	選 定 理 由
大気質・ 騒音・振動	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の運行により、保全対象への影響が生じる可能性があるため選定した。
水質・水底の 底質	トンネルの工事等に伴い、水質・水底の底質への影響が生じる可能性があるため選定した。
地下水	トンネルの工事等に伴い、地下水への影響が生じる可能性があるため選定した。
地盤沈下	トンネルの工事等に伴い、地盤への影響が生じる可能性があるため選定した。
土 壤	トンネルの工事等に伴い、土壌汚染が生じる可能性があるため選定した。
動物・植物・ 生態系	トンネルの工事等に伴い、動物、植物及び生態系への影響が生じる可能性があるため選定した。
廃棄物等	トンネルの工事等に伴い、廃棄物等が排出されることから選定した。
温室効果ガス	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の運行により、二酸化炭素等が排出されることから選定した。

2.3 調査、予測、評価の方法

※環境要素ごとの方法の詳細については各論編で取り扱う。(詳細は分科会で検討)

2.3.1 調査、予測及び評価の手法の選定

<基本的事項>

- (1) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにすることが必要である旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。(第一の三の(5))
- (2) 第一種事業を実施しようとする者による調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるようにすべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。(第一の三の(8))
- (3) 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。(第一の三の(6))
- (4) 重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集する(後略)。(第一の三の(5))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 計画段階配慮事項並びに調査、予測、評価の手法を選定するに当たっては、選定の理由を明らかにする。
- 2) 調査、予測、評価の手法を選定するに当たっては、事業による重大な環境影響及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できるように選定する。
- 3) 予測は、科学的知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、また、計画熟度に応じ、可能な限り定量的に行うことに努める。
- 4) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う。

【解説】

- 1)、2) 調査、予測、評価の手法の選定理由を明らかにする。
 - ・簡易的な手法から EIA で実施する詳細な手法まで様々な手法がある。
 - ・その中で、事業による重大な環境影響及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できる調査、予測、評価の手法であることを判断するためには、事業の種類、段階、計画の熟度、利用可能な情報等に応じて、いかに手法が選定されてきたか、その選定理由(プロセス)を示すことが必要である。
- 3) 予測は、可能な限り定量的に行うことに努める。
 - ・配慮書手続段階での予測は、当該手続き段階で取得可能な情報量は一般的に少ないこと、

詳細な環境影響評価は事業計画段階で実施することから、原則として比較的簡易な手法により行うものである。

- ・一方で、可能な限り「定量的に行う※」ことが求められているのは、事業者だけでなくすべての関係者が予測結果に対して、その妥当性や不確実性を客観的な判断するために必要なためである。
- ・なお、事業計画の熟度が低く、定量的な手法に必要な条件が不明等の場合には、定量的な把握がより困難となりうることに留意する（2.3.6も参照）。

4) 調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受ける

- ・計画段階配慮における調査、予測及び評価の手法の選定の際、既存資料で収集した情報が予測・評価にあたって十分かどうか、収集した情報の妥当性を確認する必要がある場合には、専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う。

※「定量的に行う」とは：間隔尺度、比率尺度による量的データではなく、名義尺度や順序尺度による質的データであったとしても、例えば χ^2 検定によって統計的に有意な差の有無を検定することが可能である。このような、データは質的であったとしても、その算定方法をプロセスとして明確に示すことができ、誰もが同じ算定方法で結果を導くことが出来るという透明性と客観性が確保できている手法を、ここでは「定量的に行う」と称している。

量的な処理のできない情報に基づく「定性的な手法」でも、上記の透明性、客観性を保った手法であることが望まれるが、定量的な手法の場合よりも一般的には難しいものと思われる。

【関連する委員意見】

- ・ここで挙げている定量的とはどういう意味なのか。（佐々木委員）
→例えば、植生の改変面積など、定量的に予測できる場面もあるが、その改変面積が重要な動植物にどれくらいの影響を与えるかというのは定性的な予測にならざるを得ない等、様々な場面が想定されるため、その組み合わせになる考えている。（事務局）
- ・予測の途中段階において定量化できる部分があるという意味であれば理解できる。（佐々木委員）

※その他主要な関連意見(個別項目に関する意見)

- ・大気の場合、排出量でほとんど検討可能である（片谷委員）。
- ・水域のシミュレーションでも比較的簡易的にできるものが多分あると思うので、そういったシミュレーションソフトを提示してやるのがよいのでは。（大東委員）
- ・生息場のポテンシャルマップは簡易な手法がある。（三橋委員）

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

- ・配慮書段階ではEIAのような詳細な諸元はないが、これまでの環境影響評価の事例の蓄積が多いことから、これらの事例を活用した予測は可能と考えている。（電気事業連合会）
- ・配慮書段階であっても精度の低いシミュレーション結果は出しにくい。（電気事業連合会）
- ・動植物の希少種の生息ポテンシャルがマッピングされているような、具体的なデータ（簡易な評価手法）があれば、早い段階での事業判断が可能となるので、是非欲しい。（地熱発電）

-
- ・自然環境分野のデータは少ない。ポテンシャルマップがあり、初めから影響が大きく事業リスクが高いと判断できればそのエリアの資源量調査を行わないことも考えられる。(地熱発電)
 - ・EIA と配慮書段階の役割分担が重要であると考えている。(国土交通省道路局)
 - ・配慮書段階は、構想段階における概略の位置等の検討において、「重大な影響の回避」を中心に考えるものである。(国土交通省道路局)
 - ・なお、EIA では、より詳細な現地調査や予測により環境保全措置を検討するものである。(再掲)(国土交通省道路局)
 - ・生活環境系の環境影響評価項目(大気、騒音、振動)を評価する際の指標として、保全対象の「回避」の程度を評価するとの観点から、例えば、郊外や農村では、計画路線と保全対象との距離(長短)が考えられ、市街地内では、道路構造(トンネル構造、高架構造、平面構造等)の延長が考えられる。(国土交通省道路局)
 - ・動植物の予測方法について、「回避」を検討すべき生息ポテンシャルの高い箇所、重要な生息環境を予測することが基本と考えている。(国土交通省道路局)
 - ・「港湾分野の環境影響評価ガイドブック(1999年)」の改訂作業の中でも、簡易な予測手法に関する技術的な検討を予定している。(国土交通省港湾局)

2.3.2 重大な環境影響の比較整理

<基本的事項>

- (1) 評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。(第一の一の(7))
- (2) これらの場合において、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。(第一の一の(7))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 評価は、複数案間における重大な環境影響の比較整理により行うことを基本とする。
- 2) 環境要素ごとの影響の比較整理を行った上で、総括として各案の環境影響に関する特徴を整理することが望ましい。(複数案間の優劣を付けるといった総合評価までを求めものではない。)

【解説】

1) 環境要素毎の比較整理

- ・ 複数案間での比較整理の方法としては、定量的な予測結果を明記することに加え、必要に応じて各案の順位付けや、○△×等記号による表現を行う等、様々な手法がある(表2.3-1)。
- ・ 例えば何らかの基準値との比較等、絶対的な評価であれば、重大な環境影響の有無の判断を行い易いが、複数案の中で相対的な序列を設けるような手法では、重大な影響の判断は難しい(例えば、すべての案で重大な影響がある、あるいはすべての案で重大な影響は生じないといったことも想定される)。
- ・ こうしたことから、重要な環境影響が生じるかどうか評価可能な手法を選定することが基本となる。
- ・ 比較整理する主要な事項は以下の事項が挙げられる。
 - ① 複数案各案における重大な環境影響の有無
 - ② 重大な環境影響の要素以外の要素に対する複数案間の比較(2.3.6参照)
 - ③ 国や地方公共団体の環境保全上の基準又は目標との比較
- ・ なお、国又は地方公共団体の環境保全上の基準又は目標には、設定されている項目や値が異なっている場合もあることから、ある環境要素への影響を比較するために適切な基準や目標を事前に検討しておくが望ましい。

表 2.3-1 評価の表現方法の例

評価手法	A 案	B 案	C 案	留意点
評価(=予測結果) 埋め立て面積	50ha	70ha	30ha	—
定性的表現	影響は小さい	影響は大きい	影響は ほとんどない	定量的な予測結果をわかりやすく表現する場合と、定性的な予測結果を示す場合がある。
順位	2 位	3 位	1 位	順位により優劣は分かりやすいが、その差が大きいのか小さいのか、程度が分からない。
記号表現	○	△	◎	感覚的にわかりやすいが、記号の選び方が主観的になりやすい。△とするか、×とするかなど。
基準値との違い (A 案を 1 として)	1.0	1.4	0.6	基準の考え方は各種ある。 ・最も影響の小さい案を用いる ・環境基準を用いる ・ゼロオプションを用いる 等

【参考】 — 比較評価の方法（例） —

- ・比較評価の方法の例を以下に示す。
 - ①定量的手法（複数案を定量的に評価する方法）
 - ②順位付け手法（全ての指標に対して、1 が最良、5 が最低等のスコアを割り振る方法）
 - ③各指標の最良・最低の状況を示したマトリックスを作成する方法
 - ④経済学的な費用便益分析手法
 - ⑤特定地域に対する影響を視覚化してマッピングする方法
 - ⑥コンピューターモデルを活用して、複数案の最終的な結果を予測する方法

【関連する委員意見】

- ・定量的な議論は難しい。相対的にどちらの影響が少ないのか、事業実施の際の最終的な意思決定の判断材料となるような評価手法のまとめに使うことを前提にしないと方法が議論できない。（大東委員）
- ・配慮書段階では、できる限り簡便な手法で判断する。極端な話をすれば、複数案の間の大小比較ができればよいという割り切りもなくはない。（片谷委員）
- ・定量化は難しいので、○×△という形になると思う。ただ、2 案であると○か×かになってしまうため、3 案くらいを並べた中で総合的に見る必要がある。（荒井委員）

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

・ —

2) 複数案の比較整理

- ・計画段階配慮書での「評価」においては、複数案の環境影響の比較整理を行うことが求められているのみであり、環境面の総合評価（複数案のうちどの案が良い、あるいは悪いといった判断）を行うことまでは求められていない。ただし、総括として各案の環境に対する影響の特徴を整理することが望ましい。（例えば、「A案は大気環境には影響が小さいが動植物の影響が大きい」、など）
- ・社会経済的な要素を含めた総合評価の実施は、法の枠外である。計画段階配慮書での複数案の比較は環境面のみについて行うものであり、社会面・経済面の要素を含めた総合的な判断は、配慮書手続以降、事業者における事業計画の絞り込み、決定の過程で行われるものである。
- ・なお、配慮書手続以降の環境面の検討経緯については、方法書において示すことが必要である。（環境影響評価法施行規則により）

【関連する委員意見】

- ・配慮書から方法書へ移る時になるべく絞り込むという意味では、環境面の総合評価を出して次に進むという手順にした方がよい。（荒井委員）
 - ・配慮書段階でも、総合評価がきちんとできて、そこで絞り込みができるものであるならば、○×△レベルであっても環境面の総合評価はしておいた方がよい。（片谷委員）
 - ・相対的に見て○×△が並べば、どれが一番良いかは見ればすぐにわかるが、総合評価までは求めない。もちろんやってもよいが、それは事業者の判断によるということで、義務づけするのは踏み込みすぎと感じる。（大東委員）
 - ・総合評価的な結論は、方法書において、環境面だけではなく、社会経済的な側面から配慮して決定したという、経緯を記載することで対応する。（大東委員）
- 配慮書の段階では総合評価までは求めておらず、環境の観点からも環境要素の比較表を作るところまでで、総合評価は求めてはいない。（事務局）
- 共通認識ということで、これ以上は言及しない。（田中座長）

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

・ -

2.3.3 重大な環境影響の要素以外の要素の取り扱い

<基本的事項>

- (1) 必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。(第一の一の(7))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 重大な環境影響の要素について複数案間で差異がなく、その他の環境要素で複数案間に際立った差異がある等の場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても可能な限り比較整理を行う。

【解説】

- ・計画段階配慮では、重大な影響を回避あるいは低減することが最も重要であるが、複数案間に重大な影響を受ける要素とその内容に差がない場合には、重大な環境影響を受ける要素以外で、複数案間での影響内容に際立った差異の有無を可能な限り把握することが次に重要になってくる。
- ・これは、重大な影響に差が無い場合には、複数案の環境影響の比較が難しくなり、ひいては、早期段階の影響回避・低減の検討が難しくなることが想定されるためである。
- ・したがって、他案とは際立った差異の生じる要素の多い案がある場合など、必要であると認められる場合には、重大な環境影響の要素以外の要素についても比較整理を可能な限り行うこととされている。
- ・ただし、重大な環境影響の要素以外の要素について、その探索のために必要以上の労力をかけることは、配慮書手続の本来の目的に照らし効率的とは言えない。本来の配慮事項の検討のために収集・整理した情報によって、その他の環境要素について際立った差異があることが容易に想像される場合等、比較的簡易に把握できる範囲を基本とすることにより。

【関連する委員意見】

- ・特になし

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

- ・ -

2.3.4 既存資料の収集整理の留意点

<基本的事項>

- (1) 調査は、(中略) 原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し、及び解析することにより行うものとする。重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集するものとし、なお必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集するものとする。(第一の一の(5))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 計画策定者が過去に行った当該事業計画に関連する現地調査結果は、事業者の既往調査として位置付け、その活用に当たっては、調査の前提条件や方法を明らかにする等、客観性を確認できるように整理することが望ましい。

【解説】

- ・計画策定者が事業実施区域周辺で実施した現地調査結果は、専門家へのヒアリング等により客観性や適用性を確認した上で、計画段階配慮書手続きにおいて活用すべきである。
- ・ただし、事業者が過去に行った当該事業計画に関連する現地調査結果と、第三者による結果とはその客観性は同等ではないことから、その活用に当たっては、調査の前提条件や方法を明らかにする等、客観性を確認できるように整理することが望ましい。
- ・なお、対象地域の自然的・社会的な特徴は、当該地域の自治体資料で整理されていることから、専門家へのヒアリング等により客観性や適用性を確認した上で、積極的に活用すべきである。

【関連する委員意見】

- ・動物・植物・生態系の地域特性に係わる情報として、生物多様性地域戦略を活用できるのではないか。(三橋委員)

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

- ・計画段階から風況調査、既存資料調査、地元の有識者からヒアリングを行った上で計画を立てている。(風力発電協会)
- ・動植物の希少種の生息ポテンシャルがマッピングされているような、具体的なデータ(簡易な評価手法)があれば、早い段階での事業判断が可能となるので、是非欲しい。(地熱発電)
- ・自然環境分野のデータは少ない。ポテンシャルマップがあり、初めから影響が大きく事業リスクが高いと判断できればそのエリアの資源量調査を行わないことも考えられる。(地熱発電)
- ・構想段階の計画の熟度に応じた手法として、既存資料調査で事業の周辺を概略的に把握する。(国土交通省道路局)
- ・動植物についてのデータ(例えば、1/25,000の現存植生図等)が揃っていない。(国土交通省道路局)
- ・基本的に既存の文献調査に基づいて調査・予測・評価を行うことが考えられる。(国土

交通省港湾局)

- 配慮書の段階では現地調査はあまり実施されないという認識でいる。(国土交通省港湾局)
- 既存の藻場・干潟の分布などの調査結果を利用することはあると考えられる。(国土交通省港湾局)

2.3.5 専門家へのヒアリング等の留意点

<基本的事項>

- (1) 第一種事業を実施しようとする者が、計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。なお、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることが必要である旨並びに専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努めるべき旨、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。(第一の三の(6))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 専門家等へのヒアリングは、予測、評価に必要な情報を既存資料から収集することが困難な場合や、収集した情報について妥当性や重要性の確認が必要な場合に実施する。
- 2) 環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、ヒアリング対象者の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにすることが望ましい。
- 3) 現地調査は、上記のうち、専門家へのヒアリングで解決できない場合に実施する。

【解説】

1) 専門家等へのヒアリング

- ・ 専門家等へのヒアリングは、影響の重大性や複数案の環境影響の比較評価の視点からの評価指標や予測手法を念頭におき、予測、評価に必要な量・質の情報を既存資料から収集することが困難な場合や収集した情報の妥当性や重要性の確認が必要な場合に実施する。
- ・ ヒアリングの必要性・内容・対象を明確にするため、予測・評価に必要な情報と、既存資料の収集状況との対応関係を整理することが望ましい。

2) ヒアリング対象者

- ・ 環境影響評価手続における透明性の向上の観点から、ヒアリング対象者の所属機関の属性（「公的研究機関」、「大学」等）を明らかにすることが望ましい。
- ・ 「専門家とその所属機関」の関係とは、例えば、大学や研究機関の研究者、博物館等の学芸員、教育機関（学校等）の教諭、関連団体・NPO、地元の代表や自治会長等が想定される。
- ・ 「所属機関の属性」とは、例えば、「大学」「公的研究機関」「民間研究機関」「地方公共団体」などのカテゴリーが想定されるが、その詳しさのレベルについては、客観性・透明性等の観点から適切に選定する。ただし、助言したヒアリング対象者個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となるといった事態も想定されるため、これら情報によって対象者個人が特定されることのないよう配慮が必要である。

3)現地調査を実施する場合

- ・現地調査は、予測評価に必要な情報を既存資料から収集することが困難な場合や収集した情報の妥当性や重要性の確認が必要な場合のうち、上記の専門家へのヒアリングでは解決できない場合に実施することとする。
- ・現地調査の必要性や調査内容を明確にするため、予測・評価に必要な情報と、既存資料の収集状況や専門家へのヒアリング状況との対応関係を整理することが望ましい。

【関連する委員意見】

- ・特になし

【参考】関連する事業者へのヒアリング結果

- ・早い段階で意見を聞くことが配慮書の趣旨の一つであると思うが、地元関係者については資源量調査の段階で（非公式に）コミュニケーションを取っている。（地熱発電）

2.3.6 定性的予測の取り扱い

<基本的事項>

- (1) 予測は、第一種事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。
(第一の一の(6))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 予測は、科学的知見の蓄積、既存資料の充実の程度、計画熟度等に応じ、可能な限り定量的に行うことに努め、それが困難な場合には定性的に行う。

【解説】

- ・計画段階配慮における調査は原則として既存資料により行うことから、必要な情報量・質が得られない場合など、定量的な予測を行い得ない場合が想定され、このような場合に定性的な予測を実施することが考えられる。

<定量的な予測を行わない場合(例)>

- ・入手可能な情報に対して、適切な予測手法が無い。
- ・事業計画の熟度から定量的な予測条件が設定できない。
- ・予測手法の入力条件となる調査結果が得られない(費用が高額になる等)。
- ・感覚的な評価が必要な事項(例えば「景観」等)

- ・しかし、情報の乏しい計画段階であっても、専門家にヒアリングを実施する等、定量的な手法に関する最新情報に注意し、安易に定性的な手法を選定すべきではない(実行可能なより良い技術:Best Available Technology。基本的事項 第四の五の(3)の考え方)。
- ・入手可能な情報量・質に対して実施可能な定量的手法の無い場合には、既往事例との比較といった定性的な手法を用いざるを得ないが、「重大な影響」の有無を各案について予測できる手法を採用することが重要である。

【関連する委員意見】

- ・方法としては、生態学の分野ではここ10年ぐらいでかなり進んおり、どんな計画であっても、決まった瞬間に数字がすぐ出てくる方法はある。(三橋委員)

【参考】関連する事業者へのヒアリング結果

- ・風車等の存在による景観の影響については、近傍からの圧迫感や、景観資源の阻害等があげられるが、わざわざ遠方から風車を見学に来る方もいるので、人の感覚、感じ方により異なると考えている(風力発電協会)。

2.3.7 予測の不確実性の取扱い

<基本的事項に盛り込むべき事項>

- (1) 予測は、科学的知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、可能な限り定量的に行うことに努め、それが困難な場合には定行的に行う。また、想定される予測の不確実性の程度等について整理する。（環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討会報告書 第一の一の(5)）

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 配慮書手続段階での予測は、予測に用いるデータに不確実性が含まれる（計画熟度から来る事業諸元の不確実性や、既存資料を用いる調査（現況把握）結果の不確実性等）ことに加え、原則として比較的簡易な手法により行うものであり、不確実性が一定程度存在する可能性があるため、予測の不確実性の程度を整理することが望ましい。

【解説】

- ・予測が不確実となる要因としては、①計画の不確実性（計画の熟度の問題を含む）、②調査（現状把握）の不確実性、③予測手法の不確実性がある。
- ・「調査（現状把握）の不確実性」、「予測手法の不確実性」については、最新情報の十分な収集や手法に関する十分な知見を有することに務め、できるだけ不確実性を小さくする努力が必要である。定行的な手法の場合でも、複数の事例に基づいた十分な予測を実施する等、確実性を向上させる努力が必要である。
- ・その上で、影響要因毎に不確実性の程度や質に関して整理し、これらの不確実性によって、重大な影響の有無やその他の影響（複数案間の相対的な影響程度の差異等）に関する評価結果の不確実性の程度や質について言及することが望ましい。
- ・こうして不確実性の程度を示した上で結果を表示することによって、評価結果に対する過度な安心感を与えることや無用な批判を避けることになり、計画段階での環境影響評価の信頼性につながるものと考えられる（一方で、不確実性に言及しない場合、その後結果が不確実であった事実のみ強調され、計画段階での環境配慮の有効性に疑いを持たれかねない）。

【関連する委員意見】

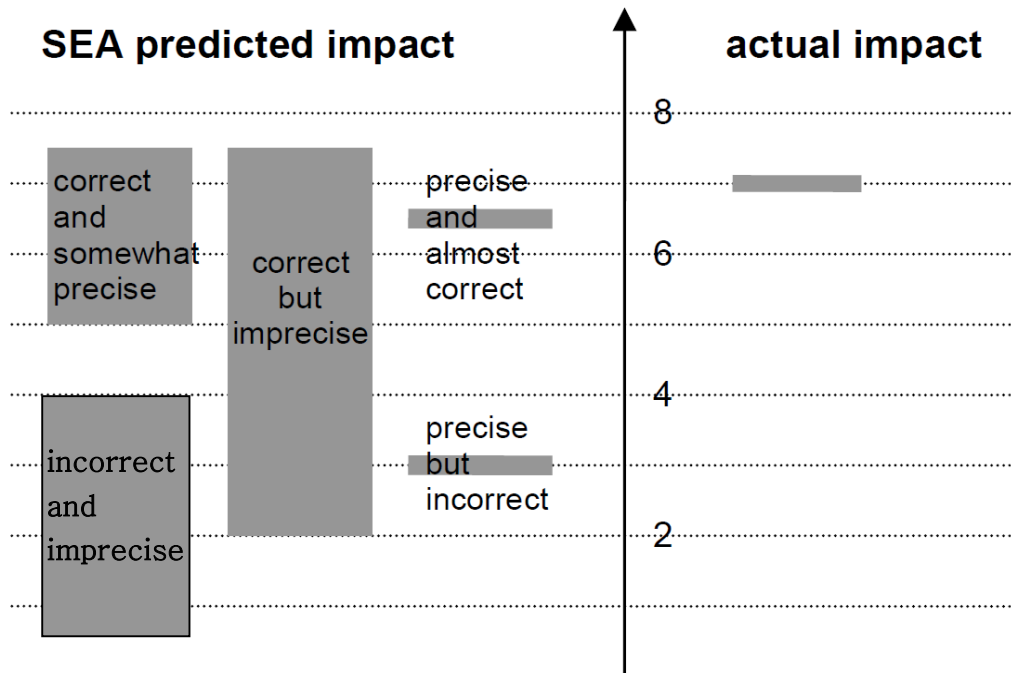
- ・特になし

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

- ・配慮書段階ではEIAのような詳細な諸元はないが、これまでの環境影響評価の事例の蓄積が多いことから、これらの事例を活用した予測は可能と考えている。（電気事業連合会）

【参考】－予測の不確実性の程度、質のイメージ－

- ・不確実性の程度、質は図 2.3-1 に示すようなパターンを意識して整理するののひとつの方法である。



Strategic Environmental Assessment for Transport Plans and Programmes. Appendix 6: Dealing with Uncertainty.

(<http://www.dft.gov.uk/webtag/documents/project-manager/unit2.11.php>) を改変

図 2.3-1 予測結果に生じる不確実性の程度・質のイメージ

2.3.8 単一案の場合の評価方法

<基本的事項>

- (1) 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。(第一の一の(7))

<配慮書作成にあたっての留意点>

- 1) 単一案の場合の評価方法は、可能な限り定量的な評価とする。

【解説】

- ・様々な制約条件からやむを得ず複数案が設定されない場合は、事業諸元がほぼ固まっていると想定されることから、可能な限り定量的な評価とすることが望ましい。
- ・また、その際、国や地方公共団体の環境保全上の基準又は目標が示されている場合には、その整合性についても可能な限り検討する。
- ・なお、単一案の評価における重大な環境影響が回避、低減されているかの判断基準としては、国や地方公共団体の環境保全上の基準や目標を活用する方法や、現況（ベースラインとしてのゼロオプション）との比較整理の方法等も有効であると考えられる。

【関連する委員意見】

- ・ゼロの状態あるいはポテンシャルの状態、理想的なあり方の事業の状態、それと現実の状態、この乖離度合いをはかれるような基準指標を設けるとというのが、最近のコンサーベーションプランニングでよく用いられる方法である。ゼロオプションは入れないとベースラインがわからないので、それは入れるべきである。(三橋委員)

【参考】 関連する事業者ヒアリング結果

- ・ -

2.4 ティアリング

<基本的事項>

- (1) 調査、予測及び評価に当たっては、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用するものとする。(第四の一の(3))
- (2) 位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理すること。(第五の二の(5))

<配慮書作成にあたっての留意点>

配慮書作成にあたり、後のEIA段階において以下の5項目に活用することを念頭におくことが必要である。

- 1) 事業計画の説明への活用
- 2) スコーピングへの活用
- 3) 調査結果(データ)の活用
- 4) 予測結果の活用
- 5) 環境影響の回避・低減の説明への活用

【解説】

ティアリングとは、配慮書以降の方法書等の環境影響評価手続きを効率的かつ合理的に行うため、配慮書の結果や意見等を活用・反映することであり、主に以下の事項について活用されることが考えられる。

1) 事業計画の説明への活用

・方法書に記述する事業計画は、配慮書以降の検討において社会面、経済面からも検討された結果となっていることが想定され、必ずしも配慮書において環境面で最も優れた案が採用されるとは限らず、また、配慮書における複数案のいずれとも異なる計画案となっている場合も考えられる。このため、事業計画について一連の環境面の検討経緯が分かるようにすることが必要である。(環境影響評価法施行規則により、方法書への記載が求められる事項)

2) スコーピングの活用

・スコーピングにおいて、配慮書における評価結果を踏まえた項目選定に活用する。また、重大な環境影響が予測される項目、不確実性が大きいと判断された項目については、重点的に調査・予測の手法を決定する等、メリハリのあるEIAの実施に繋げることが望ましい。

3) 調査結果(データ)の活用

- ・ 配慮書の検討において収集・整理した既存及び現地調査結果を調査及び予測において活用する。これにより、EIAにおける調査・予測・評価が高度化・効率化されるという効果も期待される。ただし、配慮書と EIA の調査範囲は事業の段階により異なるため、留意する必要がある。

4) 予測結果の活用

- ・ 配慮書段階において、比較的詳細な予測を行っている場合は、それらの予測条件等を継承する、または更新し、EIA の予測に活用することが可能である。これにより、EIA における調査・予測・評価が高度化・効率化されるという効果も期待される。

5) 環境影響の回避・低減の説明への活用

- ・ EIA 段階での環境保全措置検討にあたり、配慮書手続きからの複数案等の検討結果による環境影響の回避・低減等の効果もあわせて明示し、一連の計画検討を通じての、環境影響の回避・低減の効果を示すことが必要である。

【関連する委員意見】

- ・ 環境面や、社会経済的な側面からも配慮して決めたという経緯を示すべき。(大東委員)
- ・ 配慮書で簡便なシミュレーション結果をふまえ、EIA でより詳細な検討をしていくべき。(大東委員)
- ・ 簡易な手法の予測結果を使えるものは使用し、不確実性から見て危ういものは、詳細に検討をするべき。(片谷委員)

【参考】 関連する事業者へのヒアリング結果

- ・ 計画段階で収集した情報は、事業アセス段階での活用は可能であるが、特に生態系については既存文献調査だけでは説得力がなく、現地調査は必須と考える。(風力発電協会)
- ・ 配慮書と方法書の役割分担が大切であると考えますが、複数案が設定できない場合、配慮書を出すメリットはあまり感じられない。(地熱発電)
- ・ 配慮書段階において収集した情報の整理や、計画段階配慮事項ごとの環境影響の回避の状況等の整理を行い、EIA に反映する。(国土交通省道路局)
- ・ 港湾計画決定後の配慮書手続きの段階では、位置・規模などに関する計画の熟度が高くなるので、事業実施時の EIA にも適用でき得ると考える。(国土交通省港湾局)

【参考】－ティアリングの実施事例－

■ 計画段階の現地調査結果を事業実施段階で活用する事例 ■

「那覇空港滑走路増設事業」では、計画段階で実施した現地調査を事業実施段階で活用する方針が方法書に記載されている。

例えば、潮流や波浪については、既存の現地調査結果を活用し、新たに現地調査を実施しない。

■ 既存資料調査を活用した事例 ■

「豊洲新市場建設事業」では、事業実施段階と計画段階で既存資料調査結果のとりまとめ方は同様であるが、事業実施段階で資料の時点更新が行われている。

■ 予測・評価を事業実施段階で詳細に行っている事例 ■

「豊洲新市場建設事業」（東京都）、「彩の国資源循環工場第Ⅱ事業」（埼玉県）、「圏央道幸手 IC(仮称)東側地域の整備計画」（埼玉県）では、計画段階で定量的な予測・評価を行っている項目についても、事業実施段階で予測条件等の具体化を受けて再予測・評価を行っている。

■ 複数案の絞り込み過程や理由を記載している事例 ■

「那覇空港滑走路増設事業」、「豊洲新市場建設事業」、「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線」（東京都）、「彩の国資源循環工場第Ⅱ事業」では、方法書及び計画書の段階で複数案から1案に絞り込んだ理由が記載されている。